

JRR-3の核燃料物質使用変更許可申請 について

令和4年1月28日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 研究炉加速器技術部

1. コメントの対応状況について

(1) 貯蔵箱の仕様変更の経緯を詳細に記載すること

【対応】 申請書の別紙の変更の内容及び変更の理由に詳細に記載する。

(2) 遮蔽計算の方針において、不整合がないか確認すること

【対応】 評価にあたり、当該施設の評価条件について確認し、不整合が無いことを確認した。

併せて、当該貯蔵箱の記載において、仕様変更に伴う図面の明確化を行う。

(3) 貯蔵箱の容量の記載を検討すること（30L以上という記載について）

【対応】 検査内容を確認し、使用前確認における容量検査を満足できることを確認したため、現行許可からの変更は行わない。

2. 対応状況

(1) 貯蔵箱の仕様変更の経緯を詳細に記載すること

JRR-3は、核燃料物質を含む実験用試料を用いる実験の利便性の向上のため、原子炉建家及び実験利用棟に、中性子散乱実験用貯蔵箱を各2基ずつ設置する許可変更を令和2年10月12日に申請し、令和3年3月30日に許可を受けた。

許可取得までの間に購入を予定していた貯蔵箱（汎用品）の仕様変更が行われ、上述の許可を受けた際の主要仕様等に変更はないものの、評価条件を見直したため、核燃料物質使用変更許可の申請を行う。

2. 対応状況

(2) 遮蔽計算の方針において、不整合がないか確認すること



・ 右の図について遮蔽材の記載が不明確



・ 遮蔽材の厚さを明確化